税務相談室

損　益　通　算

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

質問１　２年程前に生じた医療事故について、今回和解が成立し、総額で3,000万円の補償金を支払うことになりました。このため、本年の所得は400万円ばかりの赤字になる見込みですが、この赤字はどうなりますか。

なお、私は事業所得以外の所得はなく、本年から青色申告をすることを認められております。

回　答　青色申告者の赤字は３年間繰越して控除されます。

個人の所得計算は、所得を10種類に分類し、それらの所得について定められた計算方法にしたがって、それぞれの所得金額を計算したうえ、再びそれらの所得金額を合計してその年の所得金額を求めます（合計する際、それぞれの所得に赤字のものと黒字のものがあれば、一定の順序で差し引きします。）

ところで、その年の所得の合計額が赤字（純損失の金額といいます）になってしまう場合がありますが、その場合、その損失額のうち、次に掲げる損失については、翌年以降に繰り越して控除することができますが、その他の損失については繰り越して控除することは認められません。

⑴　青色申告者で、その年分の所得税について青色申告書を提出した年に生じた純損失の金額

⑵　白色申告書を提出した年に生じた純損失の金額のうち次のもの

イ　変動所得の計算上生じた損失の金額

ロ　被災事業用資産の損失の金額

そして、この繰越控除を受けるためには、①純損失の生じた年の確定申告書を提出し、②その後の年分についても連続して確定申告書を提出する必要があり、更に、③⑵の場合には、純損失の生じた年に提出する確定申告書に、変動所得や被災事業用資産などの損失の金額に関する事項を記載することとされています。

次に、翌年以降において、この純損失の金額を、その年の所得の金額から控除する方法は次のとおりです。

⑴　その年の各種所得のうちに、所得金額が赤字になっているものがある場合には、まず、その年分の所得の間で損益の通算を行います。

⑵　控除する純損失の金額が、前年分の純損失の金額だけでなく、前々年以前の純損失の金額も含まれている場合には、最も古い年に生じた純損失の金額から先に控除します。

したがって、あなたの場合は、本年分の確定申告書を期間内に提出すれば、400万円の純損失の金額は翌年以降３年間にわたって控除することができます。